

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成30年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成30年8月8日(水) 午前10時00分～午前11時00分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：石井会長、榎本委員、小峯委員、波多野委員、比留間委員 欠 席 者：なし 事 務 局：文書情報課長、文書情報課係長(法規係)、文書情報課主任 (法規係)
報 告 事 項	(1) 平成28年度及び平成29年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について (2) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 委員の互選により会長は石井委員に決定し、会長の指名により職務代理者は榎本委員に決定した。 議題(2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● 平成30年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>本来であれば、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定に基づき、会長が議事を進行していくこととなりますが、同条第1項による会長の互選がされておりませんので、互選が終了するまでの間、事務局が会議の進行を行います。</p> <p>議題</p> <p>(1) 「武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」</p> <p>● 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項において審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第3項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されています。会長の互選について、各委員より意見はございませんか。</p> <p>○ 引き続き、石井委員にお願いしたいと思います。</p> <p>○ 同じく、石井委員にお願いしたいと思います。</p> <p>● 会長を石井委員とすることについて、異議はございますか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● それでは、会長は石井委員に決定します。</p> <p>次に、会長より職務代理者を指名してください。</p> <p>○ 職務代理者には、榎本委員を指名します。</p> <p>● 職務代理者を榎本委員とすることについて、異議はございますか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● 会長に石井委員が互選され、職務代理者に榎本委員が指名されました。会長から御挨拶をいただき、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p> <p>～会長 挨拶～</p>

**【報告事項】**

(1) 「平成28年度及び平成29年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」

○ 事務局に説明を求めます。

**【説明要旨】**

● それでは、報告事項(1)「平成28年度及び平成29年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」、説明いたします。

次第の1ページから4ページまでを御覧ください。1ページから2ページまでを1「公文書開示請求の処理状況等」、3ページから4ページまでを2「保有個人情報の開示請求の処理状況等」として、平成28年度及び平成29年度の状況をそれぞれ表にまとめさせていただいております。

まず、1「公文書開示請求の処理状況等」について、説明いたします。平成28年度の公文書の開示請求件数につきましては、合計で27件、内訳としましては、公文書の全部開示決定を表す「開示決定」が7件、「一部開示決定」が17件、「非開示決定」が3件となっております。なお、非開示決定の内訳としましては、「武蔵村山市情報公開条例第8条第2号」の個人情報を理由とするものが1件、不存在を理由とするものが2件でございます。

次に、平成29年度の公文書の開示請求件数については、合計で39件、内訳としましては、公文書の全部開示決定を表す「開示決定」が17件、「一部開示決定」が17件、「非開示決定」は5件となっております。なお、非開示の内訳につきましては、「武蔵村山市情報公開条例第8条第1号、第3号及び第5号」によるものが1件、「同条第5号」によるものが1件、不存在によるものが3件でございます。

開示請求の内容、開示した公文書の名称等、詳細につきましては、資料1の「平成28年度及び平成29年度公文書開示請求の内容及び処理状況」を御確認ください。

次に、2「保有個人情報の開示請求の処理状況等」について、説明いたします。平成28年度の保有個人情報の開示請求件数につきましては、合計で20件、内訳としましては、保有個人情報の全部開示決定を表す「開示決定」が11件、「一部開示決定」が6件、「非開示決定」は3件となっております。なお、非開示決定の内訳としましては、不存在を理由とするものが2件、存否応答拒否が1件でございます。存否応答拒否の詳細につきましては、資料2の3ページを御覧ください。番号15が該当の案件となりまして、これは、「開示請求者以外の者が平成29年1月10日に開示請求者に係る住民異動届出書を提出したかどうかを確認することを目的とした請求」であり、回答することにより、届出者の権利利益を害するおそれがあることから、存否応答拒否をしたものでございます。

最後に、平成29年度の保有個人情報の開示請求件数についてですが、合計で16件、内訳としましては、保有個人情報の全部開示決定を表す「開示決定」が9件、「一部開示決定」が7件となっており、「非開示決定」はございませんでした。

開示請求及び開示した保有個人情報の内容等、詳細につきましては、資料2の「平成28年度及び平成29年度保有個人情報開示請求

の内容及び処理状況」を御確認ください。  
説明につきましては、以上でございます。

【主な意見等】

- 3ページ及び4ページの【傾向】(1)「対象個人情報」で、「高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半を占めている。また、保険年金課が保有する「診療報酬明細書（レセプト）」の請求が増えている。」とあります。  
また、(3)「非開示部分」では、「主治医の個人印の印影」とありますが、主治医の個人印の印影以外の個人情報はすべて開示していると理解してよろしいでしょうか。
- 該当箇所の記載につきましては、その年度における全体としての傾向をまとめたもので、対象年度においては、それらのものが多かったということを示しています。
- (2)「請求者」で、「本人が高齢であることが多く、代理の方からの問合せが増えている。」とありますが、請求者本人が認知症等により請求できない場合、法定代理人だけでなく、任意代理人でも公開するのですか。
- 代理人から相談を受けるケースが増えていますが、原則として、請求は、本人が行っています。本人が請求できない場合は、法定代理人から請求を受け付けていると聞いています。

(2) その他

- 事務局に説明を求めます。
- 特にありません。

【主な意見等】

- 昨今、公文書の管理が問題になっていますが、武蔵村山市における公文書の管理体制は、どのようになっているのでしょうか。
- 本市においては、文書管理規程に則り、1年、3年、5年、10年、永年と定められた保存年限に従って保管をしています。1年経過後は、文書情報課に文書を引き継ぎ、地下の文書倉庫において保管し、期間満了後に溶解処分しています。  
公文書の改ざん関係につきましては、起案書による意思決定を行うに当たり、最終決裁権者が決裁を行った後に文書を差し替えたり修正したりということはありません。意思決定をしなおす場合は、再度、決裁をとりなおすこととなります。  
また、決裁途中で中身を修正する場合は、見え消しによる修正を行った上で、最終決裁権者が決裁を行います。

議題(2) 「その他」

- 事務局に説明を求めます。
- 特にありません。
  
- 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。  
これで、平成30年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。

以上

